

日医発第 386 号（保 66）
平成 18 年 7 月 7 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成 18 年 6 月 30 日付保医発第 0630002 号で厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取扱う通知があり、平成 18 年 7 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌 8 月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平 18. 6. 30 保医発第 0630002 号厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）

保医発第0630002号
平成18年6月30日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成18年7月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(44)及び(45)を(45)及び(46)とし、(43)の次に次のように加える。

(44) イヌリン

ア イヌリンは、腎クリアランス測定の目的で行った場合に、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定できる。

イ イヌリンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素（BUN）又は同区分「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、同区分「1」のクレアチニン（腎クリアランス測定の目的で行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
D007 血液化学検査 (1)～(43) (略)	D007 血液化学検査 (1)～(43) (略) (44) イヌリン ア イヌリンは、腎クリアランス測定のために行った場合に、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定できる。 イ イヌリンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素(BUN)又は同区分「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、同区分「1」のクレアチニン(腎クリアランス測定のために行い、血清及び尿を同時に測定する場合に限る。)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (45)～(46) (略)

■新たに保険適用が認められた検査

平成18年6月30日 保医発第0630002号（平成18年7月1日適用）

<p>1. イヌリン（酵素法）</p>	<p>D007 血液化学検査に準じて算定する。</p>	<p>120点 ※検査料は、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定する。</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D007 血液化学検査」の(44)～(45)を(45)～(46)とし、(43)の次に(44)として右のように加える。</p>	<p>D007 血液化学検査 (44) イヌリン ア イヌリンは、腎クリアランス測定の実施を行った場合に、区分「D007」血液化学検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査（I）判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「11」に準じて算定できる。 イ イヌリンは、区分「D007」血液化学検査の「1」の尿素窒素（BUN）又は同区分「1」のクレアチニンにより腎機能低下が疑われた場合に、6月に1回に限り算定できる。ただし、同区分「1」のクレアチニン（腎クリアランス測定の実施）を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	

（日本医師会保険医療課）